

都市計画法について

『都市計画法第11条(都市施設)』

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場
その他の供給施設又は処理施設

【都市施設とは】

道路、公園、鉄道など必要な施設について、その整備を目的として計画決定されたもの

『都市計画運用指針(ごみ焼却場)』

都市計画の手続きにおいて土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。

都市計画に定める事項

都市計画に定める事項は
種類、名称、位置、区域、面積

○種類 一般廃棄物処理施設

○名称 新ごみ処理施設

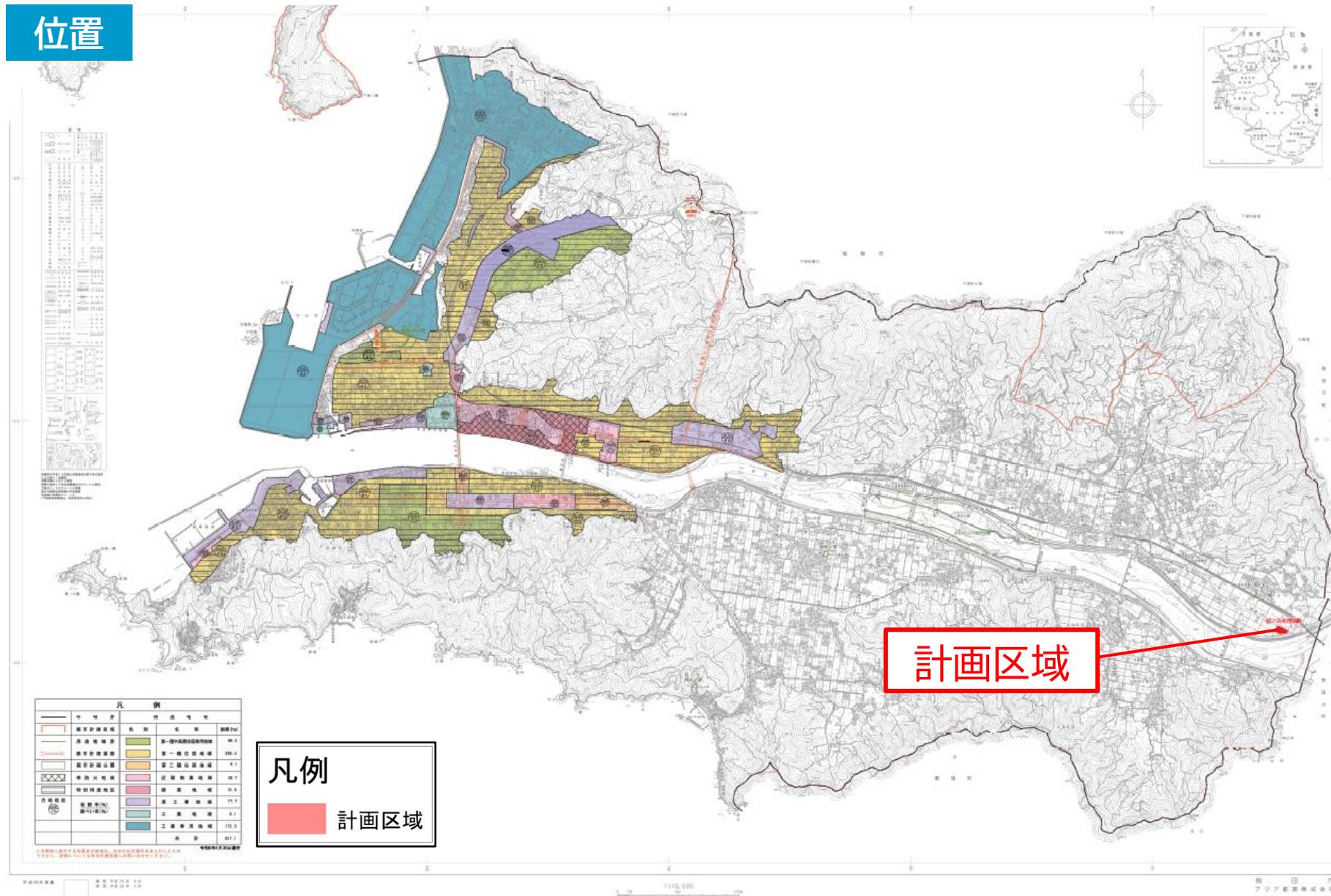
○位置 有田市宮原町須谷字高松

○区域 図面に記載

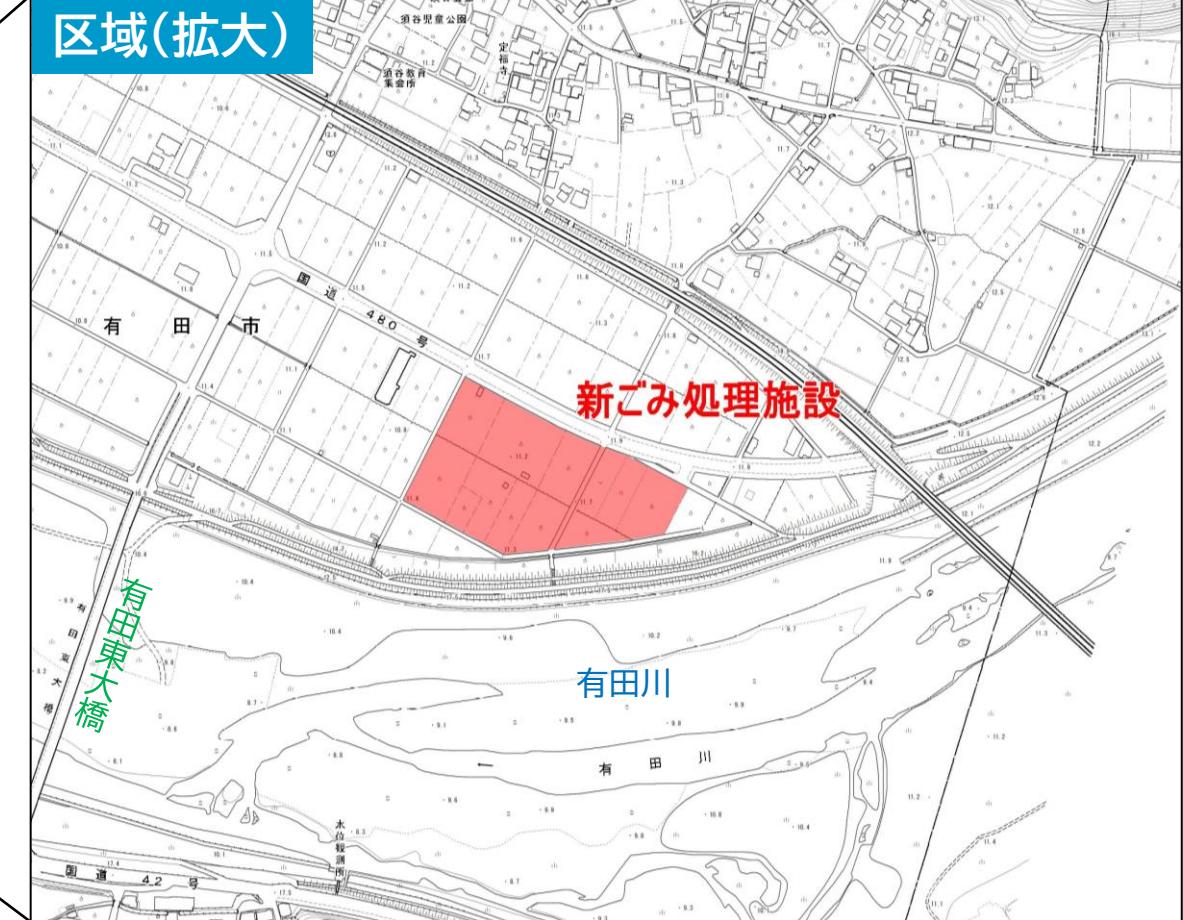
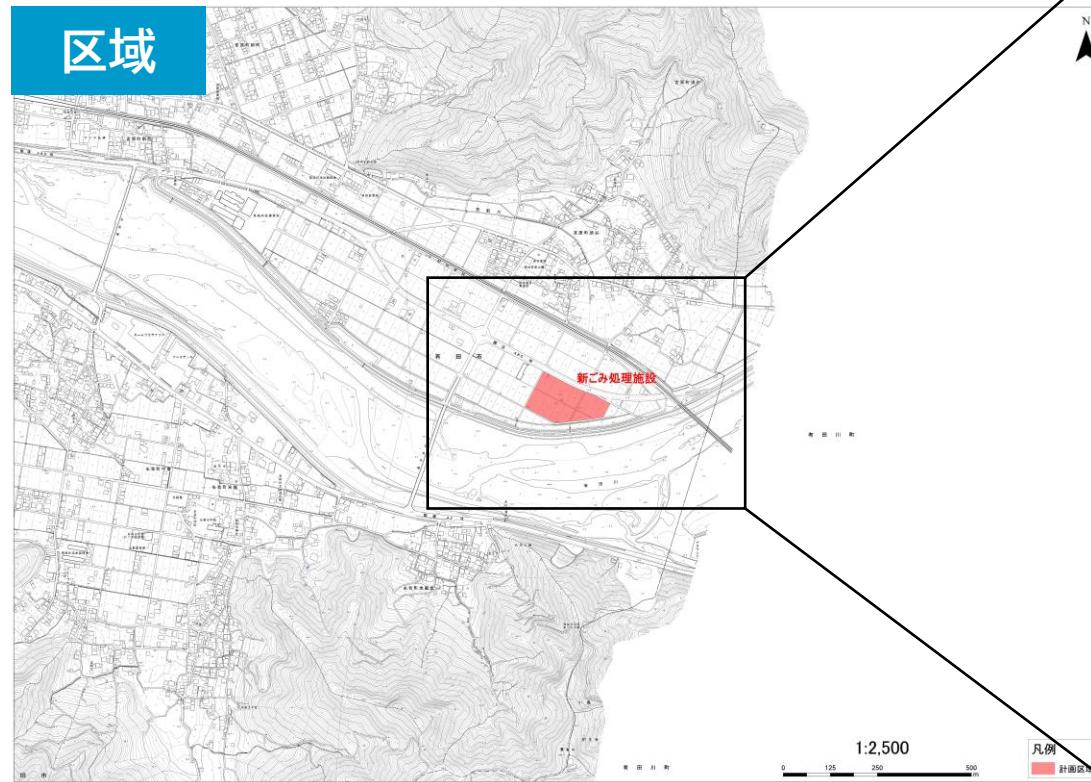
○面積 約1.7ha

都市計画に定める事項

位置



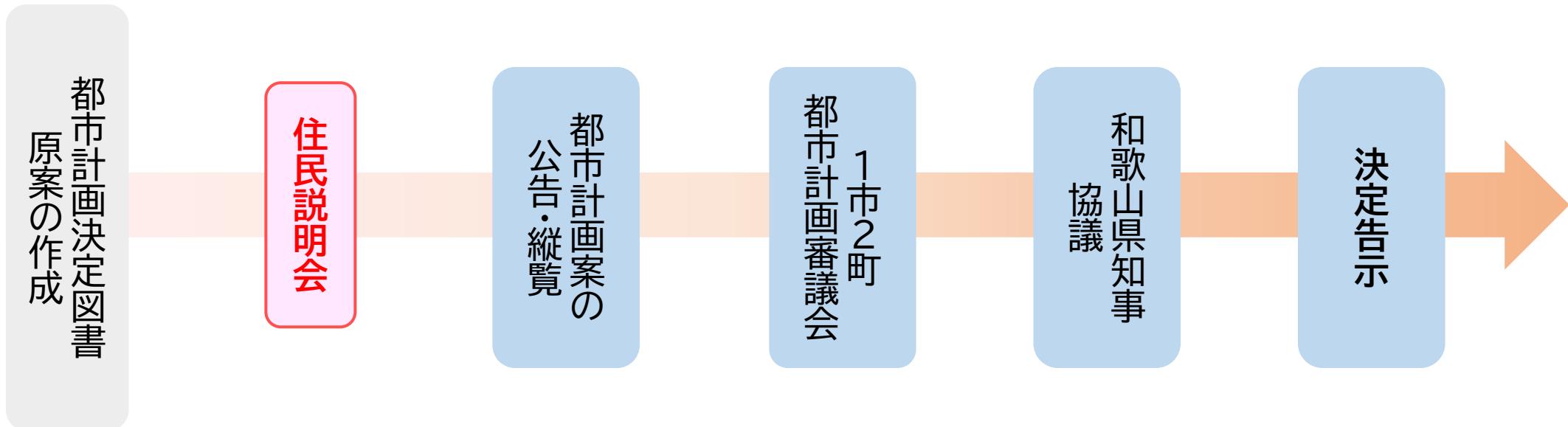
都市計画に定める事項



凡例

■ 計画区域

都市計画決定の手続き



新ごみ処理施設について

(1) 施設の概要

(1)施設の種類	・焼却施設 ・リサイクル施設(不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、小型家電)
(2)焼却施設の計画規模	55t/日
(3)リサイクル施設の計画規模	17.6t/日
(4)焼却施設の処理方式	ストーク式
(6)用水	生活用水:上水 プラント用水:井水(必要に応じ上水を給水)
(7)排水	無放流(場内で再利用)

(2) 排ガス自主基準値(案)

注)法基準値の濃度(ppm)決定には新施設の諸条件が必要となります

項目	新ごみ処理施設	
	法基準値	自主基準値 (案)
ばいじん (g/m ³ N)	0.15以下	0.01以下
硫黄酸化物 (K値)	1.75(注)	50ppm以下
塩化水素 (ppm)	430以下	100以下
窒素酸化物 (ppm)	250以下	150以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下	0.1以下
水銀 (μg/m ³ N)	30以下	30以下

新ごみ処理施設の基本方針

基本方針
1

環境に配慮した施設

地域の環境保全のために公害防止基準を遵守することは無論のこと、地球温暖化防止のために温室効果ガスの排出量を可能な限り低減できる処理システムを目指します。

基本方針
2

安心・安全な施設

事故などによる停止でごみ処理の停滞がなく、廃棄物を安定して適正に処理ができる信頼性の高い処理システムを目指します。

基本方針
3

災害に強く地域に貢献できる施設

大規模な災害時も早期の復旧・ごみ処理を継続的に行えるような施設を目指します。また、災害時に避難諸等防災拠点の機能を備えることについても検討します。

基本方針
4

経済性・効率性に優れた施設

電気や燃料など施設の維持に必要なエネルギー使用量が少なく、経済的に優れ、効率よい廃棄物の処理が行える処理システムを目指します。

新ごみ処理施設の災害対策について

(1) 地震に強い施設

建築物については、国の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、大地震発生後も人命の安全確保ができ、大きな補修をすることなく利用できるように計画します。

(2) 浸水に強い施設

- ・大雨等で工場棟が浸水しないように、止水扉やシャッターを計画します。
- ・重要な電気設備や中央制御室は工場棟の2階以上に設置します。
- ・焼却施設のごみピットは、ごみが外へ流れることがないよう高い階層に設置するよう計画します。

(3) 災害が発生した時の対策

- ・焼却施設には非常用発電機を設置し、停電時に安全に停止し、しばらくの間はごみの受け入れができるよう計画します。

新ごみ処理施設整備事業のスケジュール